

令和5年7月21日

報道機関 各位

青森県総務部市町村課

令和5年7月大雨災害に係る災害救助法適用市町村への
普通交付税の繰上げ交付について

このことについて、総務省において深浦町に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、普通交付税の繰上げ交付を行うこととなりましたので、お知らせします。

(1) 対象団体

深浦町

(2) 繰上げ交付額

2億7千万円

(3) 日程

令和5年7月21日（金） 交付決定

令和5年7月24日（月） 現金交付

<参考>

- ・普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月
- ・普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付されるもの

報道機関用提供資料		
担当課 担当者	総務部市町村課 財政グループ 山口総括主幹・高嶋主事	
電 話	内線	2119・2123
	直通	017-734-9144
報道監	豊島 総務部次長	